

# 独立行政法人国立病院機構天竜病院における企業主導治験に係る業務手順書

## 第1章 目的と適用範囲

### (目的と適用範囲)

- 第1条 本手順書は、独立行政法人国立病院機構天竜病院受託研究取扱規定、厚生省令第28号（平成9年3月27日）及びその関連通知、並びに医政研発第1221002（平成19年12月21日）に基づいて、治験の実施に必要な手続きと運営に関する手順を定めるものである。
- 2 本手順書は、医薬品の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験に対して適用する。
- 3 製造販売後臨床試験に対しては、GCP第56条に準じ、「治験」等とあるのを「製造販売後臨床試験」等と読み替えることにより、本手順書を適用する。
- 4 医療機器の治験については、厚生労働省令第36号（平成17年3月23日）、薬食発第0720003号（平成17年7月20日）並びに薬食機発第0720005号（平成17年7月20日）に従う。

## 第2章 院長の業務

### (治験依頼の申請等)

- 第2条 院長は、事前に治験責任医師より提出された治験分担医師・治験協力者リスト(書式2)に基づき、治験関連の重要な業務の一部を分担させる者の指名を行う。院長が指名した治験分担医師・治験協力者リスト(書式2)は、記名捺印又は署名し治験責任医師及び治験依頼者に各1部提出し、その写を保存するものとする。
- 2 院長は、治験に関する治験責任医師と治験依頼者との文書による合意が成立した後、治験依頼者及び治験責任医師に治験依頼書(書式3)とともに治験責任医師の履歴書(書式1)及び治験責任医師がGCP省令第42条に規定する要件を満たすことを証明したその他の資料並びに調査審議に必要な場合、治験分担医師の履歴書(書式1)、治験実施計画書等の審査に必要な資料を提出させるものとする。

### (治験実施の了承等)

- 第3条 院長は、治験責任医師に対して治験の実施を了承する前に、治験審査依頼書(書式4)、治験責任医師の履歴書(書式1)及び治験責任医師がGCP省令第42条に規定する要件を満たすことを証明したその他の資料並びに調査審議に必要な場合、治験分担医師の履歴書(書式1)、治験実施計画書等の審査に必要な資料を添付して治験審査委員会に提出し、当該実施しようとする治験ごとに治験の実施について治験審査委員会の意見を聴くものとする。
- 2 院長は依頼があった治験に対し、GCP省令第27条第1項の規定により適切な治験審査委員会を選択した上で調査審議を依頼することができる。
- 3 院長は、治験審査委員会が治験の実施を承認する決定を下し、又は治験実施計画書、症例報告書、同意文書、説明文書並びにその他の文書・手順について何らかの修正を条件に治験の実施を承認する決定を下し、治験審査結果通知書(書式5)により通知してきた場合は、これに基づく院長の指示及び決定を、治験審査結果通知書(書式5)の写に記名捺印をし、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。ただし、院長が治験審査委員会の決定と異なる指示をした場合は、治験に関する指示・決定通知書(参考書式1)に治験審査結果通知書(書式5)の写しを添付して、治験責任医師及び治験依頼者に通知する

ものとする。

- 4 院長は、治験審査委員会が、修正を条件に治験の実施を承認し、その点につき治験責任医師及び治験依頼者が治験実施計画書等を修正した場合には、治験依頼者が治験責任医師の合意のもと、治験実施計画書等修正報告書(書式6)及び該当する資料を提出させるものとする。説明文書、同意文書の修正のみの場合は、治験責任医師に治験実施計画書等修正報告書(書式6)及び該当する資料を提出させるものとする。また、院長は治験実施計画書等修正報告書(書式6)と該当する資料について修正事項の確認を行い、次回の治験審査委員会にてその内容を報告する。
- 5 院長は、治験審査委員会が治験の実施を却下する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、治験の実施を了承することはできない。この場合、治験の実施を了承できない旨の院長の決定を、治験審査結果通知書(書式5)の写に記名捺印又は署名し、治験責任医師及び治験依頼者に速やかに通知するものとする。
- 6 院長は治験審査委員会の審査結果について異議がある場合は、治験審査依頼書(書式4)に理由書を添えて治験審査委員会に再審査を請求することができる。このとき、治験審査委員会で治験の実施を却下する決定が下された場合は、再審査で実施を了承されない限り治験を実施することはできない。
- 7 院長は、治験依頼者から治験審査委員会の審査結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書、症例報告書等の文書の入手を求める旨の申し出があった場合には、これに応じなければならない。
- 8 院長は、治験責任医師又は治験依頼者から院長の指示・決定に対する異議申立が文書で提出された場合は、文書によりこれに回答する。また、院長は、必要に応じて治験審査依頼書(書式4)により治験審査委員会の意見を聴くことができる。

(治験実施の契約等)

第4条 院長は、治験審査委員会の意見に基づいて治験の実施を了承した後、治験依頼者と治験の受託に関する契約書(書式は国立病院機構の書式に準じる)により契約を締結し、双方が記名又は署名し、捺印と日付を付すものとする。

- 2 治験責任医師は、契約内容の確認のため受託に関する契約書に記名・捺印又は署名し、日付を付すものとする。
- 3 治験審査委員会が修正を条件に治験の実施を承認した場合には、第3条第3項の治験実施計画書等修正報告書(書式6)により院長が修正したことを確認した後に、受託に関する契約書により契約を締結するとともに、治験責任医師は本条前項に従うものとする。
- 4 院長は、治験依頼者及び治験責任医師から受託に関する契約書の内容の変更のため、治験に関する変更申請書(書式10)が提出された場合、必要に応じ治験審査委員会の意見を聴いた後、変更契約書又は契約内容変更に関する覚書を締結するとともに、治験責任医師は本条第2項に従うものとする。
- 5 契約書に定める通知及び報告の内容は下記のものとする。

(1) 治験依頼者は、次の情報を治験責任医師と院長に通知する。

他施設で発生した当該治験に関わる重篤で予測できない有害事象

当該被験薬等の副作用によると疑われるもの又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が治験薬概要書から予測できないもの

当該被験薬の副作用によると疑われるもの又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症による死亡又は死亡につながるおそれのある症例。

当該被験薬等の副作用によると疑われるもの又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告

治験の対象となる疾患に対し効能又は効果を有しないことを示す研究報告

当該治験薬の副作用又はそれらの使用による感染症によりがんその他の重大な疾病、障害又は死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告

当該被験薬と同一成分を含む市販医薬品に係る製造、販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施

(2) 治験依頼者は、次のことを院長に通知する(本規程手順書第 10 条第 1 項)。

治験を中止又は中断する際、その旨及び理由

治験の成績を製造販売承認申請に用いないことを決定した際、その旨及び理由

(3) 院長は、次の治験審査委員会の意見を治験責任医師及び治験依頼者に通知する(本手順書第 3 条、第 5 条第 2 項及び第 9 条、治験審査委員会業務手順書第 4 条第 2 項)。

治験実施の妥当性への意見

治験が長期(1 年を超える) の場合の治験の継続の妥当性への意見

第 4 条第 5 項(1)に規定する事項に関して治験の継続の妥当性への意見

被験者の意思に影響を与える可能性が認められたために、治験責任医師が説明文書を改訂したことに対する意見

その他院長が必要と認めたことへの意見

(4) 院長は、治験責任医師からの次の情報を治験審査委員会及び治験依頼者に通知する(GCP 第 40 条第 3 項及び第 4 項、本規程手順書第 10 条第 2 項及び第 3 項)。

治験を中止又は中断する際、その旨及び理由

治験を終了する際、その旨及び結果の概要

(5) 治験責任医師は、重篤な有害事象を院長及び治験依頼者に通知する(GCP 第 48 条第 2 項、本規程手順書第 8 条)。

(治験の継続等)

第 5 条 院長は、実施中の治験において少なくとも年 1 回、治験責任医師に治験実施状況報告書(書式 11)を提出させ、治験審査依頼書(書式 4)及び治験実施状況報告書(書式 11)の写を治験審査委員会に提出し、治験の継続について治験審査委員会の意見を求めるものとする。なお、第 15 条第 1 項の規定により特定の専門的事項を聴いた専門治験審査委員会がある場合には、当該専門治験審査委員会の意見を聴かなければならない。

2 院長は、GCP 省令第 20 条第 2 項及び第 3 項、第 48 条第 2 項及び第 3 項の規定により通知を受けたとき、第 54 条第 3 項の規定により報告を受けたときその他実施医療機関の長が必要であると認めるときは治験の継続について治験審査委員会の意見を求めるものとする。なお、第 15 条第 1 項の規定により特定の専門的事項を聴いた専門治験審査委員会がある場合には、当該専門治験審査委員会の意見を聴かなければならない。

3 院長は、治験審査委員会の審査結果に基づく院長の指示及び決定を、治験審査結果通知書(書式 5)の写に記名捺印し、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。ただし、院長が治験審査委員会の決定と異なる指示及び決定をした場合は、治験に関する指示・決定通知書(参考書式 1)に治験審査結果通知書(書式 5)の写を添付して治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合には、第 3 条第 3 項に準じるものとする。

4 院長は、治験審査委員会が実施中の治験の継続審査等において、治験審査委員会が既に承認した事項の取消し(治験の中止又は中断を含む)の決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく院長の指示及び決定を、治験審査結果通知書(書式 5)の写に記名捺印又は署名し、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

- 5 院長は、治験依頼者から治験審査委員会の継続審査等の結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書、症例報告書等の文書の入手を求める旨の申し出があった場合には、これに応じなければならない。
- 6 院長は治験審査委員会の審査結果について異議がある場合は、治験審査依頼書（書式 4）に理由書を添えて治験審査委員会に再審査を請求することができる。
- 7 院長は、治験責任医師又は治験依頼者から院長の指示・決定に対する異議申立が文書で提出された場合は、文書によりこれに回答する。なお、治験審査依頼書（書式 4）により必要に応じて治験審査委員会に意見を聴くことができる。
- 8 院長は、実施中の治験において必要があると認めた場合は、治験審査依頼書（書式 4）に必要な資料を添付して治験審査委員会に提出し、治験の継続について治験審査委員会の意見を聴くものとする。

#### (治験実施計画書等の変更)

- 第 6 条 院長は、治験期間中、治験審査委員会の審査対象となる文書が追加、更新又は改訂された場合は、治験責任医師又は治験依頼者から、治験に関する変更申請書（書式 10）とともにそれらの当該文書のすべてを速やかに提出させるものとする。
- 2 院長は、治験責任医師及び治験依頼者より、治験に関する変更申請書（書式 10）の提出があった場合には、治験の継続の可否について治験審査委員会の意見を求め（書式 4）院長の指示及び決定を、治験審査結果通知書（書式 5）の写に記名捺印又は署名し、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。ただし、院長が治験審査委員会の決定と異なる指示及び決定をした場合は、治験に関する指示・決定通知書（参考書式 1）に治験審査結果通知書（書式 5）の写を添付して治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合は第 3 条第 3 項に準じるものとする。異議申立の手続きについては、第 5 条第 6 項及び 7 項に準じるものとする。

#### (治験実施計画書からの逸脱)

- 第 7 条 院長は、治験責任医師より被験者の緊急の危険を回避するためその他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書からの逸脱の報告（書式 8）があった場合は、治験審査委員会の意見を求め（書式 4）院長の指示及び決定を治験審査結果通知書（書式 5）の写に記名捺印又は署名し、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。ただし、院長が治験審査委員会の決定と異なる指示及び決定をした場合は、治験に関する指示・決定通知書（参考書式 1）に治験審査結果通知書（書式 5）の写を添付して治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合は第 3 条第 3 項に準じるものとする。異議申立の手続きについては、第 5 条第 6 項及び 7 項に準じるものとする。

#### (重篤な有害事象の発生)

- 第 8 条 院長は、治験責任医師より重篤な有害事象発生（医薬品治験は、書式 12 - 1, 12 - 2、医薬品製造販売後臨床試験は書式 13 - 1, 13 - 2、医療機器治験は書式 14、医療機器製造販売後臨床試験は書式 15）があった場合は、治験責任医師が判定した治験薬との因果関係及び予測性を確認する。また、重篤な副作用の場合には、治験の継続の可否について、治験審査委員会の意見を求め（書式 4）院長の指示及び決定を治験審査結果通知書（書式 5）の写に記名捺印又は署名し、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合は第 3 条第 3 項に準じるものとする。ただし、院長が治験審査委員会の決定と異なる指示及び決定をした場合は、治験に関する指示・決定通知書（参考書式 1）に治験審査結果通知書（書式 5）の写を添付して治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。異議申立の手続きについては、第 5 条第 6 項及び 7 項に準じるものとする。

(重大な安全性に関する情報の入手)

第9条 院長は、治験依頼者より安全性情報等に関する報告書(書式16)を入手した場合は、治験の継続の可否について治験審査委員会の意見を求め(書式4)、院長の指示及び決定を治験審査結果通知書(書式5)の写に記名捺印又は署名し、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。ただし、院長が治験審査委員会の決定と異なる指示及び決定をした場合は、治験に関する指示・決定通知書(参考書式1)に治験審査結果通知書(書式5)の写を添付して治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合は第3条第3項に準じるものとする。異議申立の手続きについては、第5条第6項及び7項に準じるものとする。

なお、被験者の安全又は当該治験の実施に影響を及ぼす可能性のある重大な情報には、以下のものが含まれる。

他施設で発生した当該治験に関わる重篤で予測できない有害事象

当該被験薬の副作用によると疑われるもの又は治験薬及び市販医薬品の使用によると疑われる感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が治験薬概要書から予測できないもの

当該被験薬の副作用によると疑われるもの又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症による死亡又は死亡につながるおそれのある症例。

当該被験薬の副作用によると疑われるもの又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告

治験の対象となる疾患に対し効能又は効果を有しないことを示す研究報告

当該被験薬の副作用又はそれらの使用による感染症によりがんその他の重大な疾病、障害又は死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告

当該被験薬と同一成分を含む市販医薬品に係わる製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施

(治験の中止、中断及び終了)

第10条 院長は、治験依頼者が治験の中止又は中断、若しくは被験薬の開発中止を決定し、その旨を開発の中止等に関する報告書(書式18)で通知してきた場合は、速やかにその旨を報告書(書式18)の写に記名捺印又は署名したものをもち、治験責任医師及び治験審査委員会に対し、通知するものとする。なお、通知の文書には、中止又は中断についての詳細が説明されていなければならない。

2 院長は、治験責任医師が治験を中止又は中断し、その旨を治験終了(中止・中断)報告書(書式17)により報告してきた場合は、速やかにその旨を報告書(書式17)の写に記名捺印又は署名したものをもち、治験依頼者及び治験審査委員会に通知するものとする。

3 院長は、治験責任医師が治験の終了を治験終了(中止・中断)報告書(書式17)により報告してきた場合には、治験依頼者及び治験審査委員会に対し、速やかにその旨を報告書(書式17)の写に記名捺印又は署名したものをもち、通知するものとする。

(直接閲覧)

第11条 院長は、治験依頼者によるモニタリング及び監査並びに治験審査委員会及び国内外の規制当局による調査を受け入れるものとする。これらの場合には、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じ、速やかに原資料等のすべての治験関連記録を直接閲覧に供するものとする。

### 第3章 治験審査委員会

(治験審査委員会及び治験審査委員会事務局の設置)

第12条 院長は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を行わせるため、治験審査委員会を院内に設置することができる。

- 2 院長は、前項の治験審査委員会の委員を指名し、当該治験審査委員会と協議の上、治験審査委員会の運営の手續き及び記録の保存に関する業務手順を定めるものとする。なお、治験依頼者から、当該治験審査委員会の業務手順書及び委員名簿の提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。
- 3 院長は、自らが設置した治験審査委員会委員となることはできない。
- 4 院長は、治験審査委員会の業務の円滑化を図るため、**本条第1項により設置した治験審査委員会**の運営に関する事務及び支援を行う者を指名し、治験審査委員会事務局を設置するものとする。

( 治験審査委員会の選定 )

第13条 院長は第3条第2項の規定により調査審議を依頼する治験審査委員会を選択する際、前条第1項に規定する院内に設置した治験審査委員会以外の委員会(以下、「外部治験審査委員会」という。)に調査審議を依頼する場合には、次の各号により適切に調査審議することが可能か確認するものとする。

- (1) 調査審議を行うために十分な人員が確保されていること。
- (2) 倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点から審議及び評価することができること。
- (3) 治験の開始から終了に至るまで一貫性のある調査審議が行えること
- (4) その他、GCP省令を遵守する上で必要な事項

2 院長は前項の規定により外部治験審査委員会のGCP省令等に関する適格性を判断するにあたり、以下の最新の資料を確認することとする。なお、外部治験審査委員会に調査審議を依頼することを決定した場合には、治験審査委員会の選定について(参考書式3)(記名捺印又は署名したもの)を2部作成し、治験依頼者及び治験責任医師にそれぞれ1部通知する。

- (1) 治験審査委員会標準業務手順書
- (2) 委員名簿
- (3) その他必要な事項

3 院長は外部治験審査委員会に調査審議を依頼するにあたり、GCP省令第27条第1項第2号から第4号の治験審査委員会を選択する場合には当該治験審査委員会に関する以下の事項について確認する。

- (1) 定款、寄付行為その他これらに準ずるものに置いて、治験審査委員会を設置する旨の定めがあること。
- (2) その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。次号において同じ。)のうち医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者が含まれていること。
- (3) その役員に占める次に掲げるものの割合が、それぞれ3分の1以下であること。
  - イ 特定の医療機関の職員その他の当該医療機関と密接な関係を有する者
  - ロ 特定の法人の役員又は職員その他の当該法人と密接な関係を有する者
- (4) 治験審査委員会の設置及び運営に関する業務を適確に遂行するに足る財産的基礎を有していること。
- (5) 財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務に関する書類をその事務所に備えて置き、一般の閲覧に供していること。

( 6 ) その他治験審査委員会の業務の公正かつ適正な遂行を損なうおそれがないこと。

( 外部治験審査委員会との契約 )

第 1 4 条 院長は独立行政法人国立病院機構本部中央治験審査委員会以外の外部治験審査委員会に治験の調査審議を依頼する場合には当該治験審査委員会の設置者と事前に契約を締結する。なお契約にあたっては、以下の内容を含むものとする。

- ( 1 ) 当該契約を締結した年月日
- ( 2 ) 当院及び当該治験審査委員会の設置者の名称及び所在地
- ( 3 ) 当該契約に係る業務の手順に関する事項
- ( 4 ) 当該治験審査委員会が意見を述べるべき期限
- ( 5 ) 被験者の秘密の保全に関する事項
- ( 6 ) その他必要な事項

( 治験の専門的事項に関する調査審議 )

第 1 5 条 院長は第 3 条第 1 項の規定により治験審査委員会の意見を聴くにあたり、治験を行うことの適否の判断の前提となる特定の専門的事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、当該治験審査委員会委員長と協議の上、承諾を得て、( 書式 4 ) により当該専門的事項について当該治験審査委員会以外の治験審査委員会 ( 以下、専門治験審査委員会という。 ) の意見を聴くことができる。

2 院長は前項の規定により専門的事項について他の治験審査委員会に意見を聴くにあたっては少なくとも、当該治験について第 3 条第 2 項の規定により調査審議を依頼することとなった治験審査委員会について以下の事項について考慮する。

( 1 ) 調査審議の対象となる治験の実施又は継続の適否について調査審議を十分に行うに足りる専門性を有しているか否か。

( 2 ) 前号において専門性が不足している場合、不足している専門性は外部から科学的な意見を聴くことのみにより補完されるものであるか否か。外部から倫理的妥当性についての意見も含めて聴くことにより補完されるものであるのか否か。

( 3 ) 第 1 号において不足している専門性について、例えば、調査審議することとなった治験審査委員会の委員に新たに専門家を加える等の方法により補完することはできないか。

( 4 ) 第 1 号において不足している専門性を補完する方法として前号において考慮したものは、治験の開始から終了に至るまで継続的に治験に関する調査審議を行うことができるものであるか否か。

( 5 ) 第 1 号において不足している専門性を補完する方法として第 3 号において考慮したものが、他の治験審査委員会に特定の専門的事項についての調査審議を行わせることである場合には、当該他の治験審査委員会と当該治験について調査審議することとなった治験審査委員会の間で無用な審議の重複を避ける一方で、必要な情報は共有するといった適切な役割分担と連携が可能であるか否か。

3 院長は本条第 1 項の規定により専門的事項に関して外部治験審査委員会に意見を聴く場合には第 1 3 条の各項の規定を準用し、独立行政法人国立病院機構本部以外に設置されるものについては、事前に当該専門治験審査委員会の設置者と契約を締結する。契約にあたっては、以下の内容を含むものとする。

- ( 1 ) 当該契約を締結した年月日
- ( 2 ) 当院及び当該治験審査委員会の設置者の名称及び所在地
- ( 3 ) 当該契約に係る業務の手順に関する事項
- ( 4 ) 当該専門治験審査委員会が調査審議を行う特定の専門的事項の範囲及び当該専門治験審査委員会  
が意見を述べるべき期限

( 5 ) 被験者の秘密の保全に関する事項

( 6 ) その他必要な事項

4 院長は、専門治験審査委員会が意見を述べたときは速やかに当該意見を第 3 条第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会に報告しなければならない。

( 外部治験審査委員会への依頼等 )

第 16 条 院長は外部治験審査委員会に審査を依頼する場合、外部治験審査委員会の求めに応じて関連する資料の提出等を行う。

2 院長は第 12 条第 4 項に規定される治験審査委員会事務局に当該外部治験審査委員会の審査依頼等、院内の手続きに関わる事務業務を行わせる。

3 院長は審査依頼を行った治験について外部治験審査委員会より、治験概要等の説明を依頼された場合は当該治験の責任医師もしくは分担医師にこれを行わせる。

#### 第 4 章 治験責任医師の業務

( 治験責任医師の要件 )

第 17 条 治験責任医師は、以下の要件を満たさなくてはならない。

- (1) 治験責任医師は、教育・訓練及び経験によって、治験を適正に実施しうることを証明する最新の履歴書(書式 1)及び GCP に規定する要件を満たすことを証明したその他の資料を治験依頼者に提出するものとする。また、治験分担医師を置く場合には、治験責任医師は、当該治験分担医師の履歴書(書式 1)を、院長及び治験依頼者に提出するものとする。
- (2) 治験責任医師は、治験依頼者と合意した治験実施計画書、最新の治験薬概要書、製品情報及び治験依頼者が提供するその他の文書に記載されている治験薬の適切な使用法に十分精通していなければならない。
- (3) 治験責任医師は、薬事法第 14 条第 3 項及び第 80 条の 2 及びそれらに規定される GCP を熟知し、これを遵守しなければならない。
- (4) 治験責任医師は、治験依頼者によるモニタリング及び監査並びに治験審査委員会並びに国内外の規制当局による調査を受け入れなければならない。治験責任医師は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じて、速やかに原資料等のすべての治験関連記録を直接閲覧に供しなければならない。
- (5) 治験責任医師は、合意された期間内に必要数の適格な被験者を集めることが可能であることを過去の実績等により示すことができなければならない。
- (6) 治験責任医師は、合意された期間内に治験を適正に実施し、終了するに足る時間を有していなければならない。
- (7) 治験責任医師は、治験を適正かつ安全に実施するため、治験の予定期間中に十分な数の治験分担医師及び治験協力者等の適格なスタッフを確保でき、また適切な設備を利用できなければならない。
- (8) 治験責任医師は、治験関連の重要な業務の一部を治験分担医師又は治験協力者に分担させる場合には、治験分担医師・治験協力者リスト(書式 2)を作成し、予め院長に提出し、その指名(書式 2)を受けなければならない。
- (9) 治験責任医師は、治験分担医師、治験協力者等に、治験実施計画書、治験薬及び各人の業務について十分な情報を与え、指導及び監督しなければならない。

( 治験責任医師の責務 )

第 18 条 治験責任医師は次の事項に留意する。

- (1) 治験実施計画書の被験者の選択・除外基準の設定及び治験を実施する際の個々の被験者の選定に当たっては、人権保護の観点から及び治験の目的に応じ、健康状態、症状、年齢、性別、同意能力、治験責任医師等との依存関係、他の治験への参加の有無等を考慮し、治験に参加を求めることの適否を慎重に検討すること。
- (2) 同意能力を欠く者については、当該治験の目的上、被験者とすることがやむを得ない場合を除き、原則として被験者とししないこと。
- (3) 社会的に弱い立場にある者（参加に伴う利益あるいは参加拒否による上位者の報復を予想することにより治験への自発的な参加の意思が不当に影響を受ける可能性のある個人）を被験者とする場合には、特に慎重な配慮を払わなくてはならないこと。
- (4) 治験依頼者から提供される治験実施計画書案、症例報告書の見本案及び最新の治験薬概要書その他必要な資料及び情報に基づき治験依頼者と協議し、当該治験を実施することの倫理的及び科学的妥当性について十分検討した後、治験依頼者と合意すること。治験実施計画書及び症例報告書の見本が改訂される場合も同様である。
- (5) 治験実施の申請をする前に、治験依頼者の協力を得て、被験者から治験の参加に関する同意を得るために用いる説明文書を作成する。
- (6) 治験実施前及び治験期間を通じて、治験審査委員会の審査の対象となる文書のうち、治験責任医師が提出すべき文書を最新のものにすること。当該文書が追加、更新又は改訂された場合は、そのすべてを速やかに院長に提出すること。
- (7) 治験審査委員会が治験の実施又は継続を承認し、又は何らかの修正を条件に治験の実施又は継続を承認し、これに基づく院長の指示及び決定が文書（（書式 5）の写又は（参考書式 1））で通知された後に、その指示及び決定に従って治験を開始又は継続すること。又は、治験審査委員会が実施中の治験に関して承認した事項を取消し（治験の中止又は中断を含む）、これに基づく院長の指示及び決定が文書（（書式 5）の写又は（参考書式 1））で通知された場合には、その指示及び決定に従うこと。
- (8) 治験責任医師は、治験審査委員会が当該治験の実施を承認し、これに基づく院長の指示及び決定が文書（（書式 5）の写又は（参考書式 1））で通知され、契約が締結されるまで被験者を治験に参加させてはならない。
- (9) 本手順書第 21 条で規定する場合を除いて、治験実施計画書を遵守して治験を実施すること。
- (10) 治験薬は承認された治験実施計画書を遵守した方法のみで使用すること。
- (11) 治験薬の正しい使用法を各被験者に説明又は指示し、当該治験薬にとって適切な間隔で、各被験者が説明された指示を正しく守っているか否かを確認すること。
- (12) 実施中の治験において、少なくとも年 1 回、院長に治験実施状況報告書（書式 11）を提出すること。
- (13) 治験の実施に重大な影響を与え、又は被験者の危険を増大させるような治験のあらゆる変更について、院長に速やかに治験に関する変更申請書（書式 10）を提出するとともに、変更の可否について院長の指示・決定（（書式 5）又は（参考書式 1））を受けること。
- (14) 治験実施中に重篤な有害事象が発生した場合は、速やかに院長及び治験依頼者に文書（医薬品治験は、書式 12 - 1、12 - 2、医薬品製造販売後臨床試験は書式 13 - 1、13 - 2、医療機器治験は書式 14、医療機器製造販売後臨床試験は書式 15）で報告しなければならない。このとき、重篤で予測できない副作用を特定し、報告するとともに治験の継続の可否について院長の指示・決定（（書式 5）の写又は（参考書式 1））を受けること。
- (15) 治験実施計画書の規定に従って正確な症例報告書を作成し、記名捺印又は署名し、治験依頼者に提出すること。また治験分担医師が作成した症例報告書については、それらを治験依頼者に提出する前に

その内容を点検し問題がないことを確認した上で記名捺印又は署名するものとする。

(16) 治験終了後、速やかに院長に治験終了（中止・中断）報告書（書式 17）を提出すること。なお、治験が中止又は中断された場合においても同様の手続きを行うこと。

(17) 治験が何らかの理由で中止又は中断された場合には、被験者に速やかにその旨を通知し、被験者に対する適切な治療、事後処理、その他必要な措置を講じること。

#### (被験者の同意の取得)

第 19 条 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、被験者に対して説明文書を用いて十分に説明し、治験への参加について自由意思による同意を文書により得るものとする。

2 同意文書には、説明を行った治験責任医師又は治験分担医師並びに被験者が記名捺印又は署名し、各自日付を記入するものとする。なお、治験協力者が補足的な説明を行った場合には、当該治験協力者も記名捺印又は署名し、日付を記入するものとする。

3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、前項の規定に従って記名捺印又は署名と日付が記入された同意文書の写及び説明文書を被験者に渡さなければならない。また、被験者が治験に参加している間に、説明文書が改訂された場合は、その都度新たに本条第 1 項及び第 2 項に従って同意を取得し、記名捺印又は署名と日付を記入した同意文書の写及び説明文書を被験者に渡さなければならない。

4 治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者は、治験への参加又は治験への参加の継続に関し、被験者に強制したり不当な影響を及ぼしてはならない。

5 説明文書及び説明に関して口頭で提供される情報には、被験者に権利を放棄させるかそれを疑わせる語句、又は治験責任医師、治験分担医師、治験協力者、実施医療機関若しくは治験依頼者の法的責任を免除するかそれを疑わせる語句が含まれていてはならない。

6 口頭及び文書による説明には、被験者が理解可能で、可能な限り非専門的な言葉が用いられていなければならない。

7 治験責任医師又は治験分担医師は、同意を得る前に、被験者が質問をする機会と、治験に参加するか否かを判断するのに十分な時間を与えなければならない。その際、当該治験責任医師、治験分担医師又は補足的説明者としての治験協力者は、すべての質問に対して被験者が満足するよう答えなければならない。

8 被験者の同意に関連し得る新たな重要な情報が得られた場合に、治験責任医師が、説明文書を改訂する必要があると認めた場合は、速やかに当該情報に基づき説明文書を改訂し、予め院長に治験に関する変更申請書（書式 10）を提出して治験審査委員会の承認を得なければならない。また、説明文書を改訂した場合は、治験責任医師又は治験分担医師は、すでに治験に参加している被験者に対しても当該情報を速やかに伝え、治験に継続して参加するか否かについて、被験者の意思を確認するとともに、改訂された説明文書を用いて改めて説明し、治験への参加の継続について被験者から自由意思による同意を文書で得なければならない。

注)重大な安全性に関する情報の入手 本手順書第 9 条参照

9 治験に継続して参加するか否かについての被験者の意思に影響を与える可能性のある情報が得られた場合には、治験責任医師又は治験分担医師は、当該情報を速やかに被験者に伝え、治験に継続して参加するか否かについて被験者の意思を確認しなければならない。この場合、当該情報が被験者に伝えられたことを文書に記録しなければならない。

10 被験者の同意取得が困難な場合、非治療的治験を実施する場合、緊急状況下における救命的治験の場合及び被験者が同意文書等を読めない場合については、GCP 第 50 条第 2 項及び第 3 項、第 52 条第 3 項及び第 4 項並びに第 55 条を遵守する。

#### (被験者に対する医療)

第 20 条 治験責任医師は、治験に関する医療上のすべての判断に責任を負うものとする。

- 2 院長及び治験責任医師は、被験者の治験参加期間中及びその後を通じ、治験に関連した臨床上問題となるすべての有害事象に対して、十分な医療が被験者に提供されることを保証するものとする。また、治験責任医師又は治験分担医師は、有害事象に対する医療が必要となったことを知った場合には、被験者にその旨を伝えなければならない。
- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者に他の主治医がいるか否かを確認し、被験者の同意のもとに、主治医に被験者の治験への参加について知らせなければならない。
- 4 被験者が治験の途中で参加を取り止めようとする場合、又は取り止めた場合には、被験者はその理由を明らかにする必要はないが、治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の権利を十分に尊重した上で、その理由を確認するための適切な努力を払わなければならない。

#### (治験実施計画書からの逸脱等)

第 21 条 治験責任医師又は治験分担医師は、治験依頼者との事前の文書による合意及び治験審査委員会の事前の審査に基づく文書による承認を得ることなく、治験実施計画書からの逸脱又は変更を行ってはならない。ただし、被験者の緊急の危険を回避するためのものであるなど医療上やむを得ないものである場合又は治験の事務的事項(例えば、電話番号の変更)のみに関する変更である場合には、この限りではない。

- 2 治験責任医師又は治験分担医師は、承認された治験実施計画書から逸脱した行為をすべて記録しなければならない。
- 3 治験責任医師は、被験者の緊急の危険を回避するためその他医療上やむを得ない理由による治験実施計画書からの逸脱以外の逸脱については、治験実施計画書からの逸脱(緊急の危険回避の場合を除く)に関する報告書(書式 7)により、速やかに治験依頼者に報告しなければならない。
- 4 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の緊急の危険を回避するためのものである等医療上やむを得ない事情のために、治験依頼者との事前の文書による合意及び治験審査委員会の事前の承認なしに治験実施計画書からの逸脱又は変更を行うことができる。その際には、治験責任医師は、緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書(書式 8)により逸脱又は変更の内容及び理由、並びに治験実施計画書の改訂が適切な場合には、その案を可能な限り早急に治験依頼者並びに院長及び院長を経由して治験審査委員会に提出してその承認及び院長の了承を得なければならない((書式 5)の写又は(参考書式 1))。また、院長を経由して治験依頼者の同意を緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する通知書(書式 9)で得なければならない。

## 第 5 章 治験薬及び治験機器の管理

#### (治験薬及び治験機器の管理)

第 22 条 治験薬及び治験機器の管理責任は、院長が負うものとする。

- 2 院長は、治験薬及び治験機器を保管・管理させるため薬剤科長を治験薬及び治験機器管理者とし、病院内で実施されるすべての治験の治験薬及び治験機器を管理させるものとする。なお、治験薬及び治験機器管理者は必要に応じて治験薬及び治験機器管理補助者を指名し、治験薬及び治験機器の保管・管理を行わせることができる。
- 3 治験薬及び治験機器管理者は、治験依頼者が作成した治験薬及び治験機器の取扱い及び保管・管理並び

にそれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従って、また、GCP を遵守して適正に治験薬を保管、管理する。

- 4 治験薬及び治験機器管理者は次の業務を行う。
  - (1) 治験薬及び治験機器を受領し、治験薬受領書を発行する。
  - (2) 治験薬及び治験機器の保管、管理及び払い出しを行う。
  - (3) 治験薬及び治験機器管理表及び治験薬及び治験機器出納表を作成し、治験薬及び治験機器の使用状況及び治験進捗状況を把握する。
  - (4) 被験者からの未使用治験薬及び治験機器の返却記録を作成する。
  - (5) 未使用治験薬及び治験機器(被験者からの未使用返却治験薬及び治験機器、使用期限切れ治験薬及び治験機器、欠陥品を含む。)を治験依頼者に返却し、未使用治験薬及び治験機器返却書を発行する。
  - (6) その他、第 3 項の治験依頼者が作成した手順書に従う。
- 5 治験薬及び治験機器管理者は、治験実施計画書に規定された量の治験薬及び治験機器が被験者に投与されていることを確認する。
- 6 治験薬及び治験機器管理者は、救命治療の治験のため病棟で管理する必要がある場合などは、治験責任医師の下に管理させることができる。

## 第 6 章 治験事務局

(治験事務局の設置及び業務)

第 23 条 院長は、治験の実施に関する事務及び支援を行う者を指定し、治験事務局を設けるものとする。

なお、治験事務局は治験審査委員会事務局を兼ねるものとする。

- 2 治験事務局は、次の者で構成する。
  - (1) 事務局長：薬剤科長
  - (2) 事務局員：CRC（臨床研究コーディネーター／薬剤師、看護師等）、業務班長、その他（事務局長が必要とする者）
- 3 治験事務局は、院長の指示により、次の業務を行うものとする。
  - (1) 第 1 2 条第 1 項の規定により設置される治験審査委員会の委員の指名に関する業務(委員名簿の作成を含む。)
  - (2) 治験依頼者に対する必要書類の交付と治験依頼手続きの説明
  - (3) 治験依頼書(書式 3)及び治験審査委員会が審査の対象とする審査資料の受付
  - (4) 治験審査結果通知書(書式 5)及びそれに基づく院長の治験に関する指示・決定通知書(参考書式 1)の作成と治験依頼者及び治験責任医師への通知書の交付。
  - (5) 治験契約に係わる手続き等の業務
  - (6) 治験終了(中止・中断)報告書(書式 17)、開発の中止等に関する報告書(書式 18)の受領及び治験終了(中止・中断)報告書(書式 17)、開発の中止等に関する報告書(書式 18)の交付
  - (7) 第 1 3 条第 1 項の規定により依頼する外部治験審査委員会に関する事務手続き
  - (8) 記録の保存
  - (9) 治験の実施に必要な手続きの作成
  - (10) モニタリング・監査の受入に関わる業務
  - (11) その他治験に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

## 第 7 章 記録の保存

(記録の保存責任者)

第 24 条 院長は、医療機関において保存すべき治験に係る必須文書又は記録の保存責任者を指名するものとする。

2 文書・記録ごとに定める保存責任者は次のとおりとする。

(1) 診療録、検査データ、同意文書等：算定・病歴係長、治験事務局長

(2) 治験受託に関する文書、外部治験審査委員会に関する文書等：治験事務局長、業務班長

(3) 治験薬に関する記録(治験薬管理表、治験薬出納表、被験者からの未使用治験薬返却記録、治験薬納品書、未使用治験薬受領書等)：治験事務局長

3 院長又は治験の記録の保存責任者は、医療機関において保存すべき治験に係る必須文書又は記録が第 25 条第 1 項に定める期間中に紛失又は廃棄されることがないように、また、求めに応じて提示できるよう措置を講じるものとする。

(記録の保存期間)

第 25 条 院長は、院内において保存すべき治験に係る必須文書又は記録を、以下の 1)又は 2)の日のうちいずれか遅い日までの期間保存するものとする。ただし、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議するものとする。

なお、製造販売後臨床試験においては再審査又は再評価の結果公示までとする。

(1) 当該被験薬に係る製造販売承認日(開発が中止された場合又は試験成績が申請資料に使用されない旨通知された場合にはその通知された日から 3 年が経過した日)

(2) 治験の中止又は終了後 3 年が経過した日

2 院長は、治験依頼者より前項にいう承認取得あるいは開発中止等に関する報告書(書式 18)による開発中止の連絡を受けるものとする。

(手順書の改訂)

第 26 条 本手順書を改訂する必要がある場合は、治験審査委員会で協議の上、院長の承認を得るものとする。

附則

平成 17 年 3 月 31 日までに当局に市販後臨床試験実施計画書の提出が行われた市販後臨床試験に係る必須文書の保存期間は、第 25 条第 1 項の規定に係わらず被験薬の再審査又は再評価が終了した日後 5 年間とする。

この手順書は平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

平成 14 年 4 月 1 日改正

平成 14 年 11 月 21 日一部改正

平成 16 年 5 月 20 日一部改正

平成 16 年 11 月 18 日一部改正

平成 17 年 5 月 19 日一部改正

平成 18 年 4 月 20 日一部改正

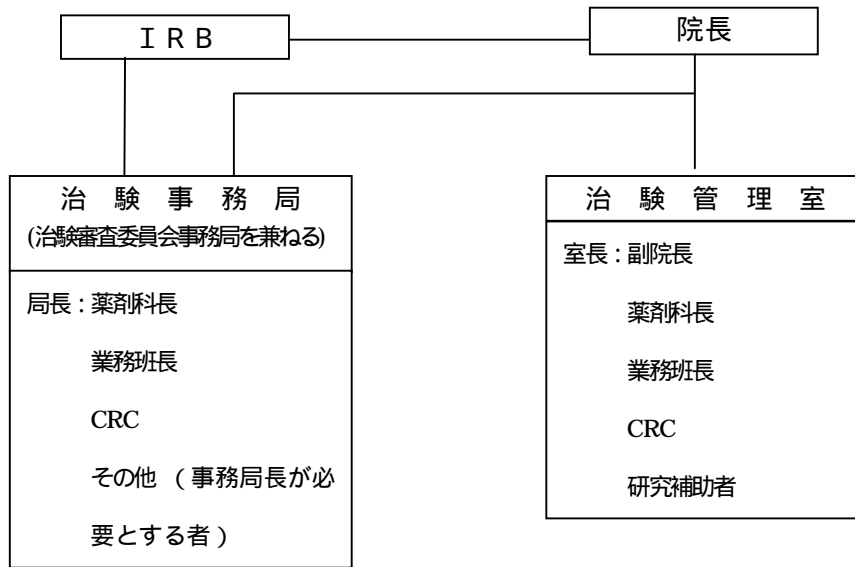
平成 19 年 7 月 19 日改訂

平成 20 年 4 月 1 日改訂

平成 21 年 1 月 16 日改訂

平成 22 年 4 月 15 日一部改訂

独立行政法人国立病院機構天竜病院治験にかかる組織図



独立行政法人国立病院機構天竜病院治験開始までの流れ

